

課税標準額の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び第 64 条に規定する一定要件を備えた償却資産は固定資産税が軽減されます。該当資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に特例適用の法的根拠を記入し、併せて添付資料を提出してください。 次の表は特例資産の一部を例示したものです。

根拠規定		設備の種類	取得期間の制限	適用期間	特例率
条	項号				
地方税法第 349 条の 3	第 4 項	外航船舶	期間制限なし	制限なし	価格の 1 / 6
		準外航船舶	期間制限なし	制限なし	価格の 1 / 4
	第 5 項	内航船舶	期間制限なし	制限なし	価格の 1 / 2
	第 27 項	家庭的保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から	制限なし	価格の 1 / 2
	第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から	制限なし	価格の 1 / 2
	第 29 項	利用定員 5 人以下の事業所内保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から	制限なし	価格の 1 / 2
地方税法附則	第 15 条	再生可能エネルギー発電設備 太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス	R6. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	3 年間	価格の 2 / 3、 3 / 4 又は 1 / 2 (※注)
		特定事業所内保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から R6. 3. 31 まで	5 年間	価格の 1 / 2
		市から認定を受けた導入促進基本計画に基づき新規取得した設備	R5. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	賃上げ表明なし： 3 年 賃上げ表明あり： 4 年間又は 5 年間	賃上げ表明なし： 価格の 1 / 2 賃上げ表明あり： 1 / 3
	旧第 64 条	市から認定を受けた導入促進基本計画に基づき新規取得した設備	R3. 4. 1 から R5. 3. 31 まで (構築物は R2. 4. 30 から R5. 3. 31 まで)	3 年間	ゼロ

※注 再生可能エネルギー発電設備は、設備の種類及び規模(kw)等で特例率が異なりますので、償却資産・諸税担当までお問合せください。

〈参考〉添付資料の例 …その他資料が必要な場合もあります。詳しくはお問合せください。

●法第 349 条の 3 第 4 項、第 5 項 外航船舶・準外航船舶、内航船舶の特例申請

- ①船舶国籍証書（写）又は登録票（写）及び船舶検査証（写）等
- ②農林水産大臣が許可・承認する漁業に従事している場合は、許可・承認を受けていることがわかる書類（写）等

●法附則第 15 条第 25 項 太陽光発電設備（認定を受けたものを除く）の特例申請

- ①「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」（写）

●法附則第 15 条 44 項 先端設備導入認定設備（先端設備導入計画に基づき取得）の特例申請

- ①「先端設備等導入計画」（写）
- ②「先端設備導入計画に係る認定書」（写）
- ③ 投資計画に関する確認書（写）
- ④（リース会社固定資産税を納付する場合）
 - ・リース契約見積書（写）
 - ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）
- ⑤（賃上げ方針を表明する（固定資産税の 1/3 軽減を受けたい）場合）
 - ・賃上げ方針を表明したことを証する書面

●法附則旧第 64 条 先端設備導入認定設備（先端設備導入計画に基づき取得）の特例申請

- ①「先端設備導入計画に係る認定申請書」（写）及び「先端設備等導入計画（写）」
- ②「先端設備導入計画に係る認定書」（写）
- ③ 計画書に記載された設備に関する工業会発行の証明書（写）
- ④（リースによる設備取得の場合のみ必要）
 - ・リース契約見積書（写）
 - ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）